

Business Partner office NEWS

法改正ニュース

— 雇用保険基本手当日額等の変更 —

(平成30年8月1日～)

①基本手当(失業手当)日額の上限額・下限額

【上限額】

離職時の年齢	変更前	変更後
29歳以下	6,710円	6,750円
30～44歳	7,455円	7,495円
45～59歳	8,205円	8,250円
60～64歳	7,042円	7,083円

【下限額】

変更前	変更後
1,976円	1,984円

②高年齢雇用継続給付の支給限度額

変更前	変更後
357,864円	359,899円

③60歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

	変更前	変更後
上限額	469,500円	472,200円
下限額	74,100円	74,400円

④育児休業給付の支給限度額

支給率	変更前	変更後
67%	299,691円	301,299円
50%	223,650円	224,850円

⑤介護休業給付の支給限度額

変更前	変更後
329,841円	331,650円

大阪府最低賃金の引上げについて

大阪府最低賃金審議会より、大阪府最低賃金の引上げ(現行時間額909円から27円引上げ、**時間額936円**・平成30年10月1日より)の答申がありました。正式な確定額・時期は後日お知らせしますが、例年ほぼ答申通りの額・時期の決定となりますので、現行賃金見直しのご準備をお願いします。



— 平成30年7月豪雨等災害に伴う特例 —

【雇用調整助成金】(特例・追加特例)

①要件緩和等

- ・最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加でも対象
- ・起業後1年未満の事業主も対象 等
- ②遡及適用(休業等に係る計画届…事前提出が必要)

平成30年10月16日までに提出のあったもの→**休業等の前に届けられたものとする**

③助成率・支給限度日数の引き上げ(一部府県のみ)

- ・助成率…(中小企業)3分の2→**5分の4**

(大企業)2分の1→**3分の2**

- ・1年間の支給限度日数…100日→**300日**

④支給制限の廃止

過去に受給したことがある事業主も対象とする 等

【雇用保険(基本手当)】

適用期間:平成31年5月19日まで

①災害により、

- ・失業認定日にハローワークに行けなかった場合
→**失業認定日の変更**ができる

- ・管轄のハローワークに行けない場合
→**その他のハローワークで失業認定手続**ができる

②災害による休業・一時的な離職の場合の失業給付

- ・災害により対象となる事業所が休止・廃止したために**休業して賃金を受けることができない方**

→実際に離職していなくても、基本手当を受給可能

- ・災害により対象となる事業所が休止・廃止したために**一時的に離職した方**

→事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給可能

※雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件あり

※②により受給した場合、休業終了・一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、**当該休業・一時離職前の被保険者であった期間は通算されない**

③給付制限の短縮

対象の地域にお住まいの方が**自己都合**で退職した場合、給付開始時期が早まる(3ヶ月→**1ヶ月**)